

令和7年（ワ）第36723号 損害賠償等請求事件

原告 部落解放同盟 外9名

被告 示現舎合同会社 外2名

証拠説明書

東京地方裁判所民事第31部乙合2D係 御中

令和8年4月9日

被告 示現舎合同会社  
同代表社員 宮部 龍彦  
被告 宮部 龍彦

乙号証	標目	原本写	作成年月日	作成者	立証趣旨
2	横浜地方裁判所令和7年10月31日決定（令和7年（モ）第3013号）	写し	令和7年10月31日	横浜地方裁判所第3民事部	前訴本案判決の確定を受け、部落解放同盟については差止請求権全部の不存在が確定したとして仮処分決定が全部取り消され、個人関係についても兵庫県・東京都・福岡県・京都府に係る部分以外が取り消されたこと、並びに将来の公開が明らかに予想されない部分については保全の必要性が否定されたこと。これにより、原告解放同盟固有の差止請求構成が前訴確定判決と整合しないこと、及び差止めには現在の具体的危険・必要性の主張立証が必要であること。